

平成19年度防災対策の重点（指針）（案）

～国民の生命と財産を守り、持続的な経済発展を支える礎～

政府全体における防災関連施策の効果的かつ戦略的な実施に資するために策定する「平成19年度防災対策の重点」について、その構成を定め、政府として取り組むべき方向性をいち早く示すため、以下のとおり指針を定める。

1 足元から始める国民運動の継続

- (1) 国民への防災意識の浸透
- (2) 地域・企業における防災への取組の推進
- (3) 災害時要援護者への支援

国民一人ひとりや企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体の「公助」の連携を通じ、日頃からの具体的な「備え」を実践する国民運動の裾野をさらに拡大することにより、社会全体における防災力向上を目指す。また特に、近年の一連の風水害、平成18年豪雪で得られた教訓を踏まえて、高齢者等災害時要援護者への支援充実に向けた取組の推進を図る。

2 迫り来る大規模災害への備え

- (1) 首都直下地震等大規模地震対策
- (2) 大規模水害対策

中央省庁や企業等における業務の継続性確保への取組、避難者・帰宅困難者対策等の大規模地震対策や、大規模水害への被害想定、各種警戒・準備行動の実施等の対処方策を具体的に定めること等により、迫り来る大規模災害に対するソフト面における総合的な対策の強化・充実を図る。

3 建築物の耐震化の促進

- (1) 住宅等の耐震化
- (2) 地域の防災拠点となる公共施設等の耐震化

いっどこでも起こりうる地震から国民の生命と財産を守り、社会的損失をできるだけ軽減する観点から、耐震診断・耐震改修の実施等を推進する。特に、住宅や学校、病院、庁舎等の地域の防災拠点については、具体的な耐震化目標の達成に向け、重点的に対策を進める。併せて、相談体制の整備や補助・税制度等各種支援制度の活用により、耐震化の促進を図る。

4 迅速・的確な防災情報の提供

- (1) 防災情報伝達体制の充実
- (2) 情報システム等防災科学技術の高度化

地震・津波、火山、台風、高潮、集中豪雨等の観測・予測体制及び住民等への円滑な情報伝達体制の充実等により災害被害の軽減を図る。また、科学技術の進展を踏まえ、各種災害に関する研究・開発等を推進するとともに、緊急地震速報等新技術の導入・活用を進める。

5 防災関連施設の整備

公園等の地域の防災拠点、道路・空港・港湾等の交通インフラ、電気、ガス、上下水道等のライフライン施設及び治山・治水施設等の各種防災関連施設の整備を総合的に進め、災害に強い社会基盤づくりを推進する。

6 災害応急体制の整備

災害時に迅速かつ適切な救助活動、被災者の支援等が実施できるよう、警察、自衛隊、消防等の関係機関における広域応援体制の充実などオペレーション体制の強化及び人材育成を図る。また、具体的な想定に基づく実践的訓練を実施し、災害応急対応力の更なる向上を図る。

7 被災地の復旧・復興支援

被災地の復旧・復興を進めるとともに、被災者生活再建支援制度を積極的に活用し、被災者の生活の再建、居住の安定を推進する。

8 国際防災協力の推進

「兵庫行動枠組」（平成17年1月国連防災世界会議採択）等の成果を踏まえ、ODA防災協力イニシアティブやアジア防災センターを通じたアジア地域防災力の向上等、防災先進国としての我が国の知識と経験を活用した技術移転や人的交流等を、予防、応急対策、復旧・復興の各段階において積極的に推進する。